

2023年5月 日

〒170-8073

東京都豊島区南大塚 3-43-1 大塚 HT ビル 6 階

一般社団法人日本アマチュア無線連盟

会長（代表理事） 高尾 義則 殿

一般社団法人日本アマチュア無線連盟社員

（コールサイン及び署名）

社員提案権行使書（地方本部長選挙）

私たち社員は、総社員の議決権の 30 分の 1 以上の議決権を有する社員として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」といいます。）第 43 条及び第 44 条の規定に基づき、本書をもって、下記のとおり請求します。

記

- 1 法第 43 条第 2 項の規定に基づき、別紙に記載する議題（以下「本議題」という。）を、2023 年 6 月 25 日開催予定の第 12 回定時社員総会における社員総会の目的とすること。
- 2 法第 44 条の規定に基づき、本議題について、別紙に記載する議案を提出するので、法第 45 条第 1 項の規定に基づき、議案の要領及び提案の理由として、本社員提案権行使書（本頁を含む）を全社員に通知・送付すること。

本提案権行使の時点で議題の件数が確定していないため、議題の番号は付しておりません。

以上

（起案者 社員 7K1BIB 山内貴博）

第●号議題 「地方本部長選挙」にかかる規則改正の件

(1) 議案の要領

規則第 19 条に規定する「地方本部区域毎の理事の候補者の選挙」を「地方本部長の選挙」に変更し、同選挙に当選した者がそのまま地方本部長に就任するものとする改正案です。規則改正案の新旧対照表は別紙 2 のとおりです。

本議題が社員総会の普通決議事項に該当することについては、JARL 総務部総務課に確認済みです。

(2) 提案の理由

現行の規則第 19 条は、10 ある地方本部ごとの選挙で「理事の候補者」が選出され、定時社員総会での承認を経てそれぞれの「地方本部長」に就任するしくみがとられています。

ですが、「地方本部ごとの選挙で当選した者が、他のエリアの社員の反対で地方本部長に就任できなくなるのは適当でない」「複雑すぎてわかりにくい」等の強い意見が、新法人発足直後からあがっていました。

「地方本部長」は、その地方本部区域内の正員が選挙で決めるべきものです。一方で、「理事」は、法 63 条の規定により、社員総会の決議で決めなければなりません。以上を踏まえ、以下のように制度を変更することを提案します。

- (1) 「地方本部区域毎の理事の候補者の選挙」を、「地方本部長の選挙」に変更し、地方本部区域毎の選挙で当選した者が、そのまま地方本部長に就任することとします（交代の時期は、当面は、現行どおり定時社員総会の終了時とする。）。
- (2) 定時社員総会では、以下の各候補者につき賛否を問い、過半数の賛成を得た者が「理事」に就任するものとします。
 - (ア) 全国から選出された理事候補者 5 名（変更なし）
 - (イ) 地方本部長の選挙の当選者 10 名
 - (ウ) 理事会推薦 2 名（変更なし）

以上

JARL 規則改正案 新旧対照表

規則の一部を次のように改正する。

次の表の「改正前」の欄に掲げる規定を同表の「改正後」の欄に掲げる規定に改める（下線部を追加し、二重抹消線部を削除する。）。

改正後	改正前	改正の趣旨
<p>第 5 章 選挙 (選挙) 第 19 条 連盟の行う選挙は、次のとおりとする。 (1) 定款第 18 条第 2 項に規定する社員を選出する選挙 (2) 第 26 条第 1 項に規定する理事の候補者を選出する選挙 <u>(3) 第 36 条第 1 項第 1 号に規定する地方本部長を選出する選挙</u></p>	<p>第 5 章 選挙 (選挙) 第 19 条 連盟の行う選挙は、次のとおりとする。 (1) 定款第 18 条第 2 項に規定する社員を選出する選挙 (2) 第 26 条第 1 項に規定する理事の候補者を選出する選挙</p>	<p>(3)として「地方本部長を選出する選挙」に関する条文を新設するものです。 (1)「社員選挙」と(2)「全国から選出する理事の候補者選挙」に変更はありません。</p>
<p>(選挙の方法及び定数) 第 20 条 (略) 2 (略) 3 前条第 2 号に規定する理事の候補者を選</p>	<p>(選挙の方法及び定数) 第 20 条 (略) 2 (略) 3 前条第 2 号に規定する理事の候補者を選</p>	

改正後	改正前	改正の趣旨
<p>出する選挙は、全国から5人と地方本部区域毎に1人を正員の中から正員の選挙により選出する。</p> <p><u>4 前条第3号に規定する地方本部長を選出する選挙は、地方本部区域毎に1人を正員の中から正員の選挙により選出する。</u></p>	<p>出する選挙は、全国から5人と地方本部区域毎に1人を正員の中から正員の選挙により選出する。</p>	<p>第4項として、「地方本部長を選出する選挙」に関する条文を新設するものです。</p>
<p>(被選挙権)</p> <p>第22条 被選挙権は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第19条第2号の理事の候補者を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、次のアからウまでに掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>ア 引き続き3年以上の正員歴を有する者であること</p> <p>イ 全国の区域内から選出する理事の候補者にあつては日本国内に住所を有し、地方本部区域毎に選出する理事の候補者にあつては当該地方本部区域内に住所を有する者であること</p> <p>ウ 別に定める役員の就任年齢及び重任の制</p>	<p>(被選挙権)</p> <p>第22条 被選挙権は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第19条第2号の理事の候補者を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、次のアからウまでに掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>ア 引き続き3年以上の正員歴を有する者であること</p> <p>イ 全国の区域内から選出する理事の候補者にあつては日本国内に住所を有し、地方本部区域毎に選出する理事の候補者にあつては当該地方本部区域内に住所を有する者であること</p> <p>ウ 別に定める役員の就任年齢及び重任の制</p>	

改正後	改正前	改正の趣旨
<p>限に抵触しない者であること</p> <p><u>(3) 第 19 条第 3 号の地方本部長を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、次のアからウまでに掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p><u>ア 引き続き 3 年以上の正員歴を有する者であること</u></p> <p><u>イ 当該地方本部区域内に住所を有する者であること</u></p> <p><u>ウ 別に定める役員の就任年齢及び重任の制限に抵触しない者であること</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>限に抵触しない者であること</p> <p>2 (略)</p>	<p>「地方本部長を選出する選挙」に立候補する要件として、「当該地方本部に住所を有すること」等を規定するものです。</p>
<p>(立候補者の推薦)</p> <p>第 23 条 第 19 条第 1 号の社員を選出する選挙に立候補しようとする者は、3 人以上の正員の推薦がなければならない。</p> <p>2 第 19 条第 2 号の理事の候補者を選出する選挙に立候補しようとする者及び第 19 条第 3 号の地方本部長を選出する選挙に立候補しようとする者は、10 人以上の正員の推薦がなければならない。</p>	<p>(立候補者の推薦)</p> <p>第 23 条 第 19 条第 1 号の社員を選出する選挙に立候補しようとする者は、3 人以上の正員の推薦がなければならない。</p> <p>2 第 19 条第 2 号の理事の候補者を選出する選挙に立候補しようとする者は、10 人以上の正員の推薦がなければならない。</p>	<p>「地方本部長を選出する選挙」に立候補する要件として、10 名以上の正員の推薦がなければならないことを規定するものです。</p>

改正後	改正前	改正の趣旨
<p>第6章 役員 (役員を選出)</p> <p>第26条 定款第21条第2項の社員総会の決議を受けて理事に選任しようとする候補者は、正員の中から全国の区域内から又は地方本部区域毎に正員による選挙によって選ばれた者及び地方本部長を選出する選挙によって選ばれた者とする。ただし、正員の中から定員2名を超えない範囲で理事会において推薦した者を理事の候補者とすることができる。</p> <p>2 定款第21条第2項の社員総会の決議を受けて監事に選任しようとする候補者は、正員の中から定員2名を超えない範囲で理事会において推薦した者を監事の候補者とする。</p>	<p>第6章 役員 (役員を選出)</p> <p>第26条 定款第21条第2項の社員総会の決議を受けて理事に選任しようとする候補者は、正員の中から全国の区域又は地方本部区域毎に正員による選挙によって選ばれた者とする。ただし、正員の中から定員2名を超えない範囲で理事会において推薦した者を理事の候補者とすることができる。</p> <p>2 定款第21条第2項の社員総会の決議を受けて監事に選任しようとする候補者は、正員の中から定員2名を超えない範囲で理事会において推薦した者を監事の候補者とする。</p>	<p>「地方本部長を選出する選挙」の当選者は、社員総会における理事候補者になることができることを規定するものです。</p>
<p>第10章 地方本部組織 (地方本部長)</p> <p>第37条 地方本部長は、第20条第34項の規定による地方本部区域毎に行われた理事の候補者の選挙で選ばれ社員総会の決議を得て理事となった地方本部長を選出する選挙で選ばれた者がその任にあたる。ただし、理事に欠</p>	<p>第10章 地方本部組織 (地方本部長)</p> <p>第37条 地方本部長は、第20条第3項の規定による地方本部区域毎に行われた理事の候補者の選挙で選ばれ社員総会の決議を得て理事となった者がその任にあたる。ただし、理事に欠員が生じた場合若しくは社員総会の決議</p>	<p>地方本部長選挙に当選した者は、そのまま地方本部長に就任することを規定するものです。</p> <p>また、地方本部長に欠員が生じた場合は、現行</p>

改正後	改正前	改正の趣旨
<p>員が生じた場合若しくは社員総会の決議を得られず当該地方本部区域内の理事がいない場合であって、第 28 条の規定による理事の選任が行われるまでの間は地方本部長に欠員が生じた場合は、会長は当該地方本部の支部長の意見を聞いて、当該地方本部区域内の正員に会長が地方本部長を委嘱することができる。この場合の地方本部長は、理事の職務に就くことはできない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>を得られず当該地方本部区域内の理事がいない場合であって、第 28 条の規定による理事の選任が行われるまでの間は、会長は当該地方本部の支部長の意見を聞いて、当該地方本部区域内の正員に会長が委嘱することができる。この場合の地方本部長は、理事の職務に就くことはできない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>どおり、当該地方本部長の支部長の意見を聞いて、当該地方本部区域内の正員に会長が地方本部長を委嘱することができることを定めるものです。</p>

以上